

かんとう保全ニュース

令和7年秋号
2025年10月
国土交通省
関東地方整備局
営繕部

<TOPICS>

1. 低濃度PCB廃棄物の処分について
2. 使用しないシャワー室やトイレについて
3. 施設管理者へのお知らせ（12条点検告示及び保全基準の改正等）

1. 低濃度PCB廃棄物の処分について

保管している低濃度PCB廃棄物はありませんか？

官庁施設の施設管理担当の皆様へ保全に関する情報として、処分期限が決まっている低濃度PCB廃棄物について処分をお忘れないででしょうか。安全な処理に向けてご一読ください。

・PCB(ポリ塩化ビフェニル)とは

変圧器・コンデンサー等電気機械の絶縁油に使われていた物質(油類)です。そのほか感圧紙や塗料などにも使用されていましたが、1968年(昭和43年)に発生した**カネミ油症事件**を契機に毒性が明らかになり、国内では1972年(昭和47年)に製造・輸入・使用が禁止となりました。

・カネミ油症事件とは

食用油の製造過程において、熱媒として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させた事件です。カネミ油症は、昭和43年10月に西日本を中心に、広域にわたって発生したライスオイル(米ぬか油)による食中毒です。

・PCBの影響とは

人体への影響としては、脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により、体内に徐々に蓄積し、症状を引き起こす事が報告されています。

目やに、まぶたの誇張、爪や口腔粘膜の色素沈着、ざ瘡様の発疹（ニキビ）、肝臓肥大・機能不全等の影響、全身倦怠感、しびれ、食欲不振など症状は多様です。

・低濃度PCB廃棄物の無害化処理について

低濃度PCB廃棄物の処理はJESCO※ではなく、民間の処理事業者により行われています。低濃度PCB廃棄物の処理事業者は、環境大臣が個別に認定する無害化処理認定事業者と都道府県の長からPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物の処分業許可を得た業者があります。

これらの事業者に委託して処理してください。

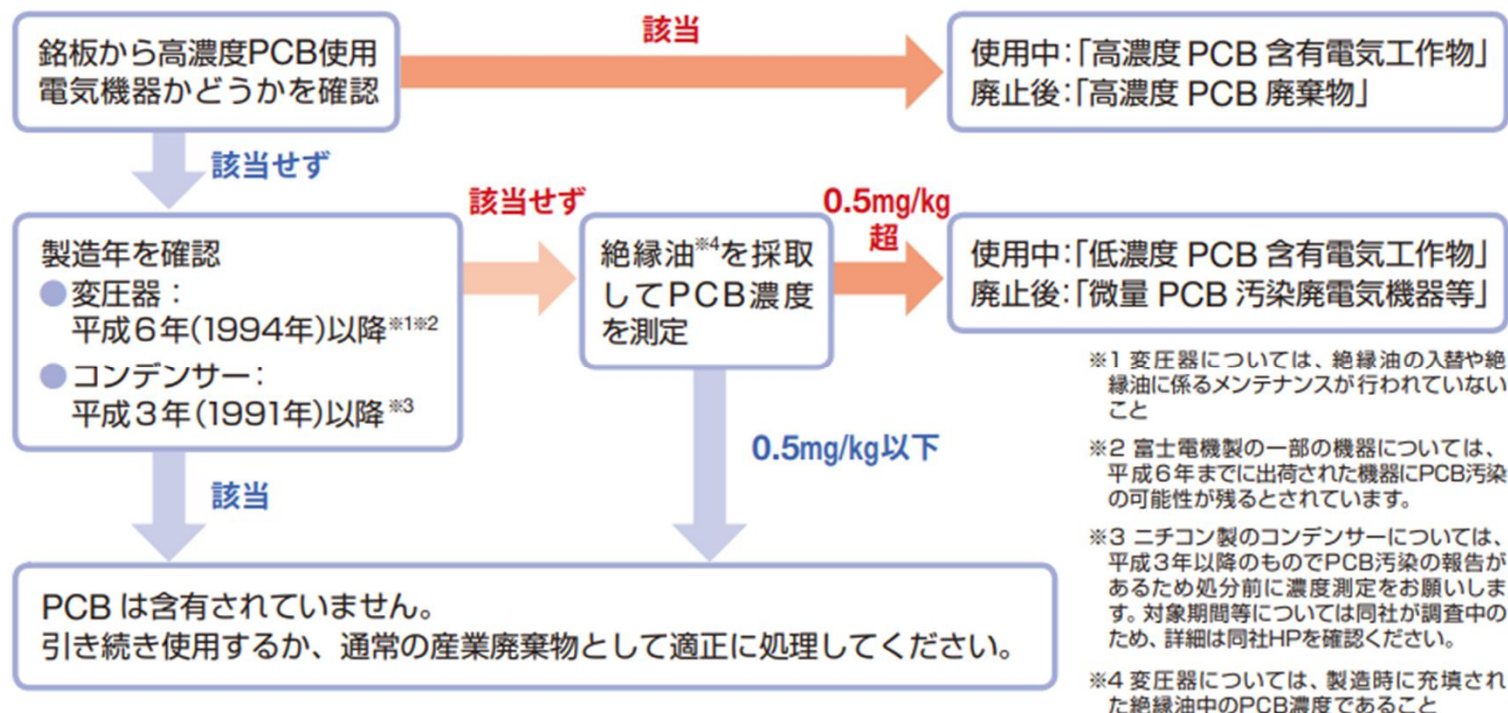
・低濃度PCB廃棄物の処理期限について

低濃度PCB廃棄物の処分期間は**令和9年3月31日**までとなっておりますので、低濃度PCB含有の恐れがある機器については、早めに処分をお願いいたします。

※JESCO：中間貯蔵・環境安全事業株式会社。国等の委託を受けて行う中間貯蔵事業と旧日本環境安全事業株式会社の実施していたPCB廃棄物処理事業を行う、政府全額出資の特殊会社です。



・低濃度PCBかどうかの判別方法



銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーに近づくと感電の恐れがあり大変危険です。必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。

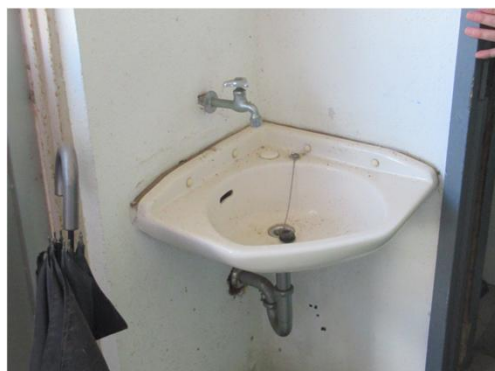
参考：環境省HP <https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/teinoudo-soukishori/>

2. 使用していないシャワー室やトイレ等について

使われていないトイレ、シャワー室や流しなどありませんか？
 また、トイレの床など以前は水を撒いてブラシでゴシゴシ掃除をしていたが、今は強く絞ったモップなどで掃除しているといった掃除方法を変更した所はありませんか？
 そういった場所では、水がほとんど使われなくなっています。



シャワー室



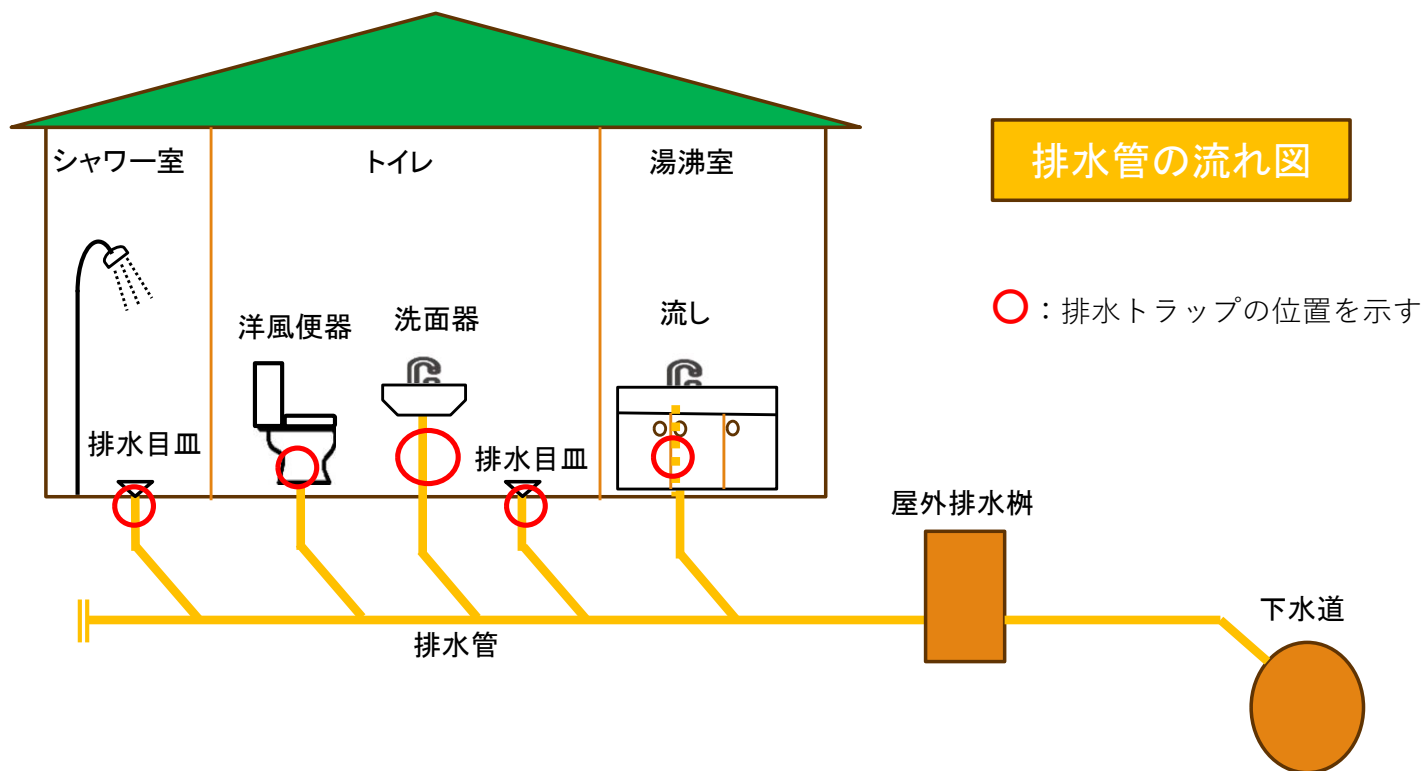
洗面器



トイレの排水目皿

衛生器具や排水金具の配管は下水道（排水槽）へ直接繋がっていますが、直近に排水を一時的に溜める、排水トラップというものが設置されています。

この排水トラップが特に重要な役割を果たしているのですが、水が溜まる仕様になっており（封水）、その水が下水道から上がってくる臭気や害虫などの侵入を防ぐ役割をしています。



右図の様な様々な排水トラップが使用されていますが、建築基準法により封水の深さは5cm以上となっているのですが、1ヶ月もするとこの溜まった水が、自然蒸発してなくなってしまいます。（気温や湿度により変化）

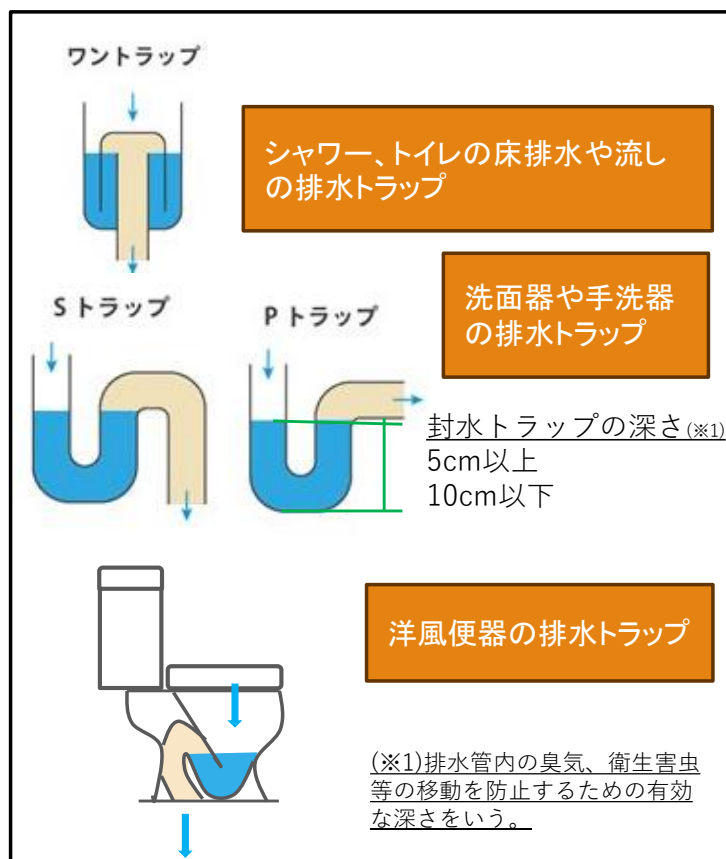
そうなると下水道からの臭気や害虫が直接侵入することになります。

使用していない器具、水を使用していない場所がありましたら、栓や蓋をして密閉するか、定期的に衛生器具や排水金具へ注水してください。

余裕を持って週1回コップ一杯の注水を心がけてください。

使用していないトイレ、シャワー室等は、一時的に上記の対処をしつつ、用途変更や改修工事等をご検討ください。

その際はお気軽に管轄の営繕事務所へご相談頂ければと思います。



3. 施設管理者へのお知らせ

● 1 2 条点検告示及び保全基準の改正がありました！

官公庁施設の建設等に関する法律（以下「官公法」という）第12条に基づく点検告示（国土交通省告示第1350号、1351号）及び官公法第13条第1項に基づく国家機関の建築物及び附帯施設の保全に関する基準（国土交通省告示第551号）の改正並びに建築基準法（以下「建基法」という）第12条に基づく告示の一部を改正する告示の公布がされました。

主な12条点検告示及び保全基準の改正内容は以下のとおりです。

① 点検方法の「目視」を「目視又はこれに類する方法※」に改める。

（官公法告示第1350号、1351号、551号、建基法告示第974号）

※：定期点検を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープや双眼鏡、赤外線装置、可視カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等）

② 非常照明の予備電源の検査方法に自動検査機能を追加。

（官公法告示第1351号、建基法告示第974号）

③ ・建築物の点検で実施している各階主要な換気設備、排煙設備、可動式防煙壁、非常用の照明装置の作動状況について、建築設備の点検で実施。

（官公法告示第1350号、1351号、建基法告示第974号、53号）

・換気設備、非常用の照明装置の物品の放置の状況の確認も建築設備の点検で実施。

（建基法告示第974号）

④ 建築物の点検で実施している各階の主要な「常時閉鎖式防火扉」の運動エネルギー等の作動の状況については建築設備の点検で実施。

（官公法告示第1350号、1351号、建基法告示第974号、53号）

⑤ 建築設備の点検で実施している防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンの「危害防止装置」の点検項目について、人の通行の用に供する部分に限ることを明確化。

（官公法告示第1351号、建基法告示第974号、53号）

⑥ 建築物の点検で実施している「非常用エレベーター」の作動の状況について、昇降機定期検査で実施。

（建基法告示第974号）

⑦ 構造基準で基準適合を求めている項目について整合を図るため、建築物、昇降機より削除。

（建基法告示第974号、53号）

<官公法に基づく告示の改正>

- 国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年国土交通省告示第1350号）【令和7年6月16日改正、令和7年7月1日施行】

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001894773.pdf>

- 国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年国土交通省告示第1351号）【令和6年8月1日改正、令和7年7月1日施行】

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001894774.pdf>

- 国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準

（平成17年国土交通省告示第551号）【令和6年8月1日改正、令和7年7月1日施行】

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001758585.pdf>

<建基法に基づく告示の改正>

- 建築物の定期調査報告における点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示

（令和6年国土交通省告示第974号）【令和6年6月28日公布、令和7年7月1日施行】

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001753382.pdf>

- 建築物の定期調査報告における点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示

（令和7年国土交通省告示第53号）【令和7年1月29日公布、令和7年7月1日施行】

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001860336.pdf>

●今年度の12条点検等はお済みですか？

12条点検の周期

・「建築物の敷地及び構造」

・・・ 3年以内毎

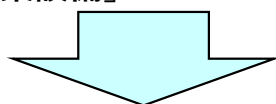
ただし、外壁仕上材等については、落下による歩行者等に危害を加える恐れがある部分全面を10年に1度打診等による点検が必要

（詳しくは国土交通省ホームページ

[定期報告制度における外壁のタイル等の調査について](#)を参照ください。）

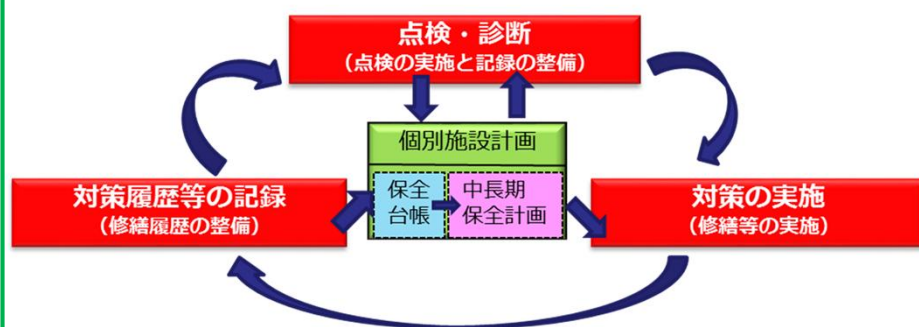
・「昇降機」「昇降機以外の建築設備」

・・・ 1年以内毎

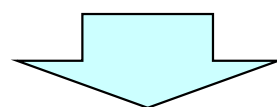


必要な年度での点検の実施に漏れが無いようご注意ください！
その他各種法令に基づく点検も忘れずに！

計画的かつ効率的な修繕等の実施によって、官庁施設の長寿命化を図り、トータルコストの縮減・平準化を実現



※個別施設計画とは、個別施設毎の長寿命化を図るためのメンテナンスサイクルを実施する計画（保全台帳と中長期保全計画）



点検後及び修繕後は…

保全台帳（点検の記録、修繕履歴等）の記録の更新！

次期中長期保全計画の見直しに活用しましょう！

[編集事務局]

国土交通省 関東地方整備局営繕部 保全指導・監督室 保全担当
〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 (Tel) 048-600-1357

関東地方整備局HP

保全業務に関するサイト



ご要望等がありましたら、担当する営繕部保全指導・監督室又は営繕事務所にお尋ねください。

関東地方整備局

営繕部保全指導・監督室 <https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/>
東京第一営繕事務所 <https://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo1ez/>
東京第二営繕事務所 <https://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo2ez/>
甲武営繕事務所 <https://www.ktr.mlit.go.jp/koubuez/>
宇都宮営繕事務所 <https://www.ktr.mlit.go.jp/utsunomiyaetz/>
横浜営繕事務所 <https://www.ktr.mlit.go.jp/yokohamaetz/>
長野営繕事務所 <https://www.ktr.mlit.go.jp/naganoetz/>

(Tel) 048-600-1357 (Fax) 048-600-1397
(Tel) 03-3363-2694 (Fax) 03-3367-8796
(Tel) 03-3531-6550 (Fax) 03-3531-6695
(Tel) 042-529-0011 (Fax) 042-529-0014
(Tel) 028-634-4271 (Fax) 028-632-6229
(Tel) 045-681-8104 (Fax) 045-224-8974
(Tel) 026-235-3481 (Fax) 026-235-8713

国家機関の建築物等で保全に関する発生した重大な事故・故障がありましたら、下記までご報告願います。
営繕部調整課 (Tel) 048-600-1355 (Fax) 048-600-1396

ご連絡いただいている保全担当者様に変更がございましたら、各営繕事務所の保全担当までお知らせください。